

目 次

都内区市町村立小・中学校の状況	2
Ⅰ 通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒の状況	2
Ⅱ 通常の学級における障害のある児童・生徒への支援	8
Ⅲ 障害のある児童・生徒への教育の事例等	20
Ⅳ 転学の状況	23
Ⅴ インクルーシブ教育システムを進めるための区市町村への要望	25
都内区市町村教育委員会の状況	27
Ⅰ インクルーシブ教育システムに係る方針等	27
Ⅱ 障害のある児童・生徒の教育に係る取組	29
Ⅲ インクルーシブ教育システム構築における課題	36

都内区市町村 調査結果の概要

○調査回収率 62 区市町村全数 (100%)

○有効回答数

小学校 (義務教育学校の小学部を含む。)

1,278 校全数 (100%)

中学校 (義務教育学校の中学部を含む。)

616 校中 613 校 (99.5%)

都内区市町村立小・中学校の状況

I 通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒の状況

1 通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒の状況

(1) 総数

本調査での障害とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の五つの障害区分を指す。

都内の区市町村立の小・中学校（以下「公立小・中学校」という。）の児童・生徒のうち、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒は小学校で1,191人、中学校で317人、合計1,508人であり、小・中学校全体の児童・生徒数に占める割合は、0.2%であった。（表1）

（なお、本報告書では、小学校には義務教育学校の小学部、中学校には義務教育学校の中学部を含んでいる。以下同じ。）

表1 都内公立小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒数

（令和元年5月1日）

（単位：人）

学校種別	都内公立小・中学校			(参考) 都立・区立 特別支援学校
	通常の学級	うち障害のある 児童・生徒	特別支援学級	
小学校	577,331	1,191	7,278	4,699
中学校	208,852	317	3,814	2,388
合計	786,183	1,508	11,092	7,087

※通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒数は本調査（区市町村教育委員会の回答に基づく数字）による。

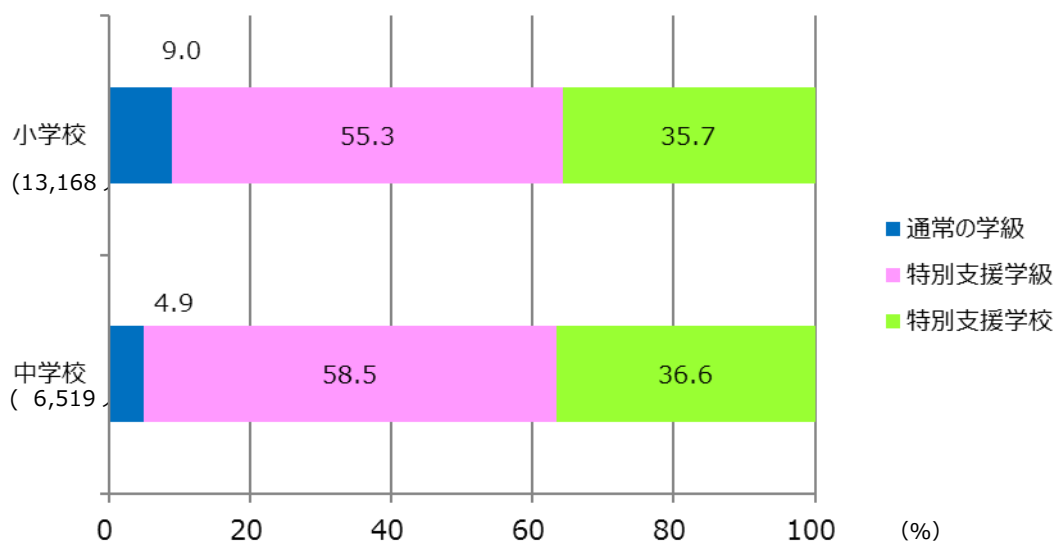
※都内公立小・中学校特別支援学級、都立・区立特別支援学校の児童・生徒数は東京都教育委員会調べ

通常の学級に障害のある児童・生徒が在籍する学校数は、小学校が1,278校中430校(33.6%)、中学校が613校中146校（23.8%）であった。

都内の公立（国立を除く。）小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒について在籍状況を学校種別でみると、小学校、中学校とも、特別支援学級の在籍割合が過半を占めている。（図1）

図1 都内公立小・中学校における障害のある児童・生徒の学校種別在籍状況

（令和元年5月1日）

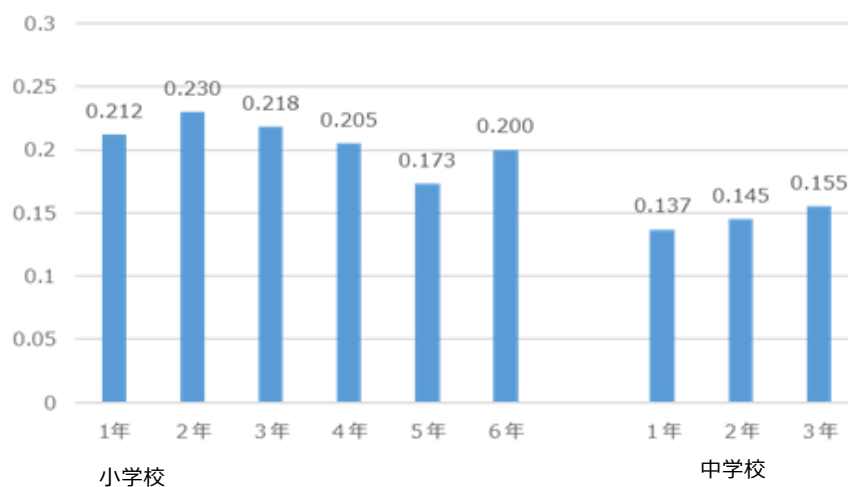


（2）学年別の状況

都内の公立小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒が全体の児童・生徒数に占める割合について、学年ごとの在籍割合に大きな差異はみられなかった。（図2）

図2 通常の学級における障害のある児童・生徒の学年別の在籍割合（令和元年5月1日）

(%)

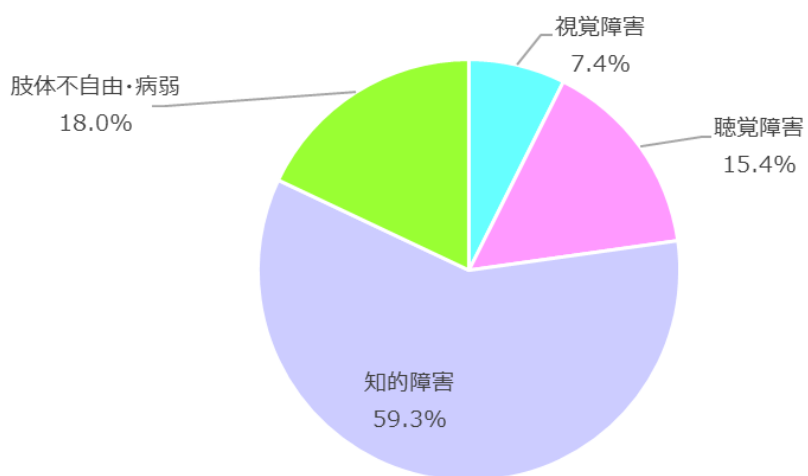


(3) 障害種別の状況

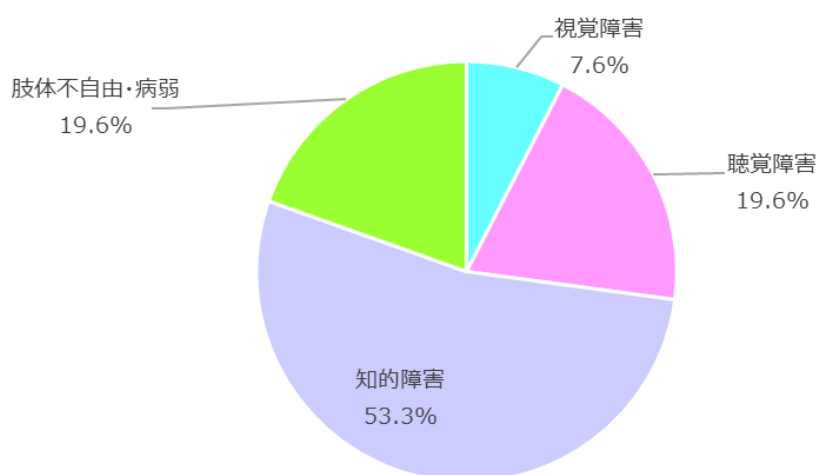
都内の公立小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒1,508人について、障害種別にみると、知的障害が過半を占めていた。(図3)

図3 通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒の障害種別割合
(小・中学校計 1,508人) (令和元年5月1日)

小学校 (1,191人)



中学校 (317人)



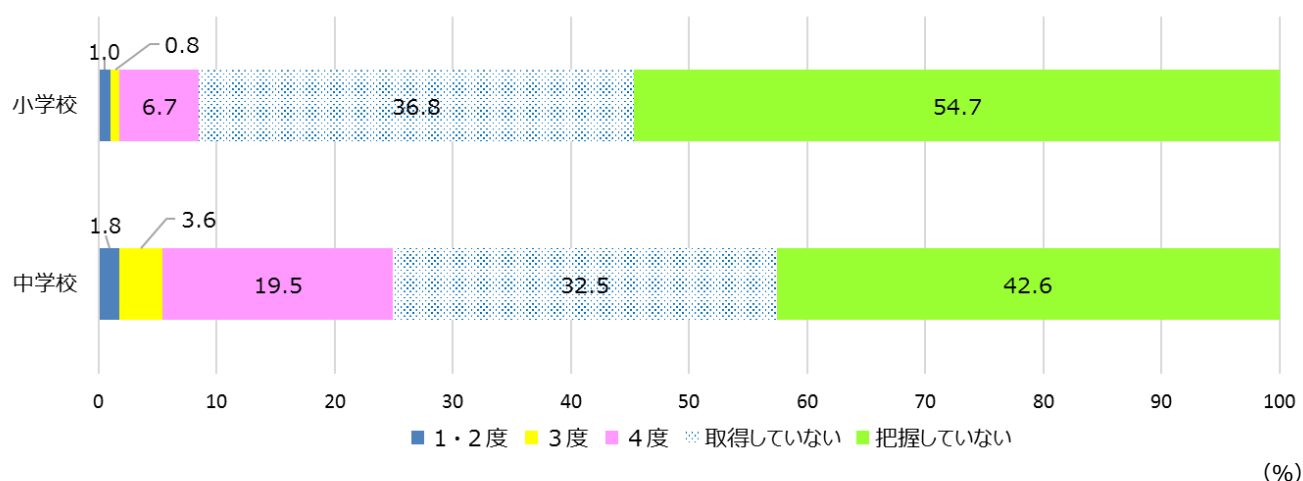
2 通常の学級に在籍する知的障害のある児童・生徒の状況

(1) 愛の手帳の取得状況

都内の公立小・中学校の通常の学級に在籍する知的障害のある児童・生徒の愛の手帳の取得状況を障害の程度別にみると、「取得していない」「把握していない」という回答が小学校で約9割、中学校で約7.5割であった。(図4)

図4 通常の学級に在籍する知的障害のある児童・生徒の愛の手帳の取得状況

(小学校 706人 中学校 169人) (令和元年5月1日)



愛の手帳とは

知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けている。なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。

障害の程度を総合判定し、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）に区分し手帳に記載

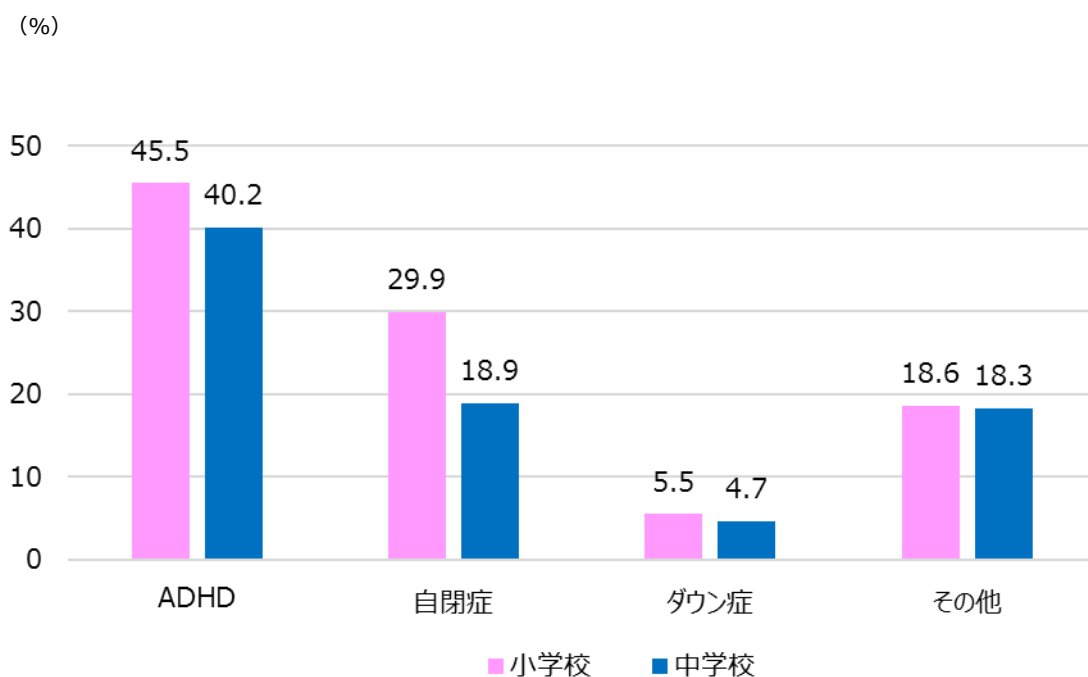
出典：「2019 社会福祉の手引」（東京都福祉保健局 令和元年8月）

(2) 知的障害のある児童・生徒のあわせ有する症状

都内の公立小・中学校の通常の学級に在籍する知的障害のある児童・生徒が、あわせ有する症状をみると、小学校、中学校ともに、ADHDの占める割合が約4割であった。(図5)

図5 通常の学級に在籍する知的障害のある児童・生徒があわせ有する症状

(小学校 706人 中学校 169人 複数回答) (令和元年5月1日)



3 通常の学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童・生徒の状況

(1) 児童・生徒の在籍状況

通常の学級における医療的ケアを必要とする児童・生徒の在籍状況は、小学校で53人、中学校で3人となっていた。(表2)

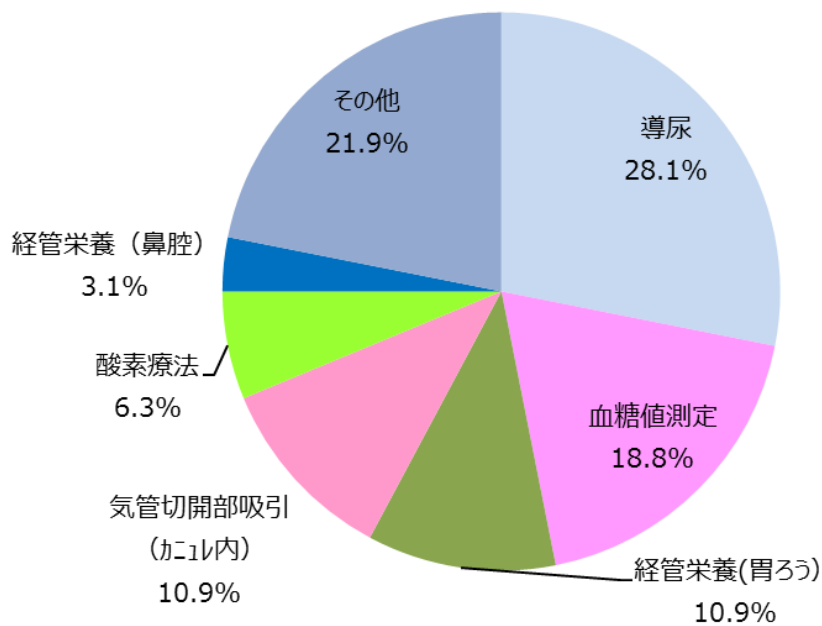
表2 通常の学級における医療的ケアを必要とする児童・生徒の在籍状況(令和元年5月1日)

	小学校	中学校
	(577,331人)	(208,852人)
医療的ケアを必要とする児童・生徒の人数	53人	3人

(2) 医療的ケアの種類

上記の児童・生徒に対して実施している医療的ケアの種類では、導尿が約3割、血糖値測定が約2割となっていた。(図6)

図6 医療的ケアの種類(小・中学校計56人 複数回答)(令和元年5月1日)



※ 実施している医療的ケアの全回答内容から割合を算出している。

Ⅱ 通常の学級における障害のある児童・生徒への支援

1 情報補償の状況

(1) 視覚障害のある児童・生徒への情報補償の状況

視覚障害のある児童・生徒について情報補償の実施状況をみると、小学校、中学校とも、拡大教科書を利用している割合が過半を超えていた。(表3)

表3 視覚障害のある児童・生徒への支援 (令和元年5月1日)

	小学校	中学校
支援内容	(88人)	(24人)
拡大教科書	59.1%	54.2%
デジタル教材	15.9%	8.3%
ICT機器の貸与	14.8%	8.3%

(2) 聴覚障害のある児童・生徒への情報補償の状況

聴覚障害のある児童・生徒について情報補償の実施状況をみると、中学校で要約筆記の利用が約2割となっていた。(表4)

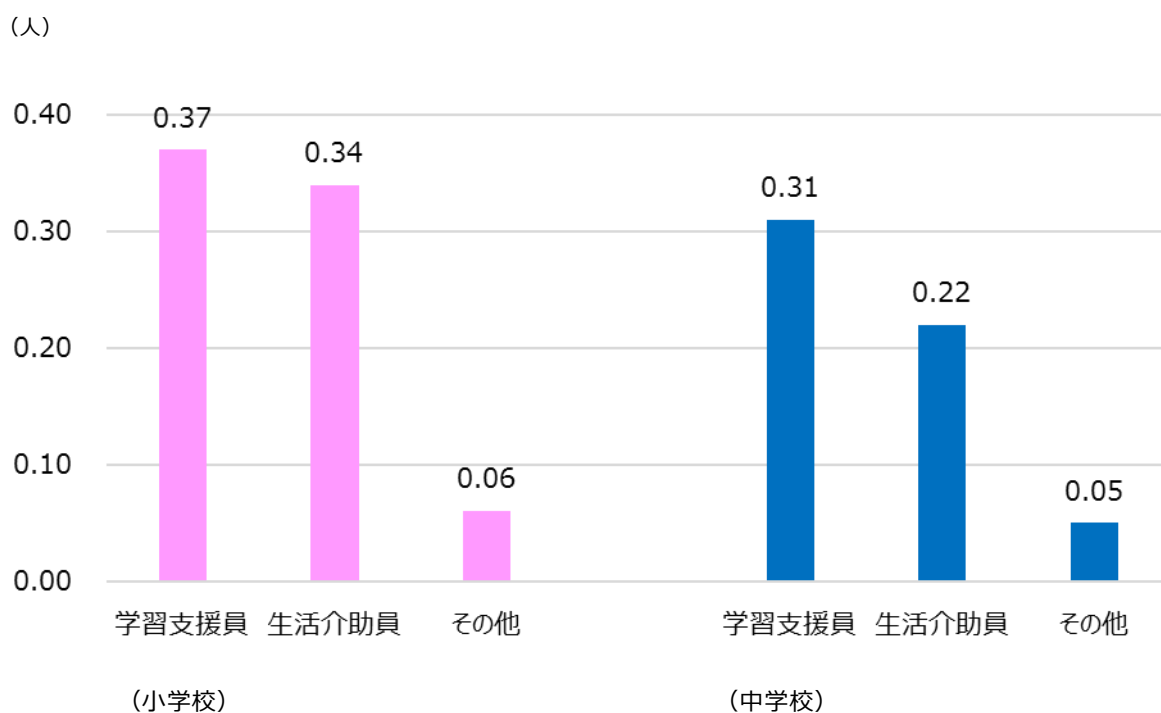
表4 聴覚障害のある児童・生徒への支援 (令和元年5月1日)

	小学校	中学校
支援内容	(183人)	(62人)
手話	2.7%	4.8%
要約筆記	9.8%	22.6%
ICT機器の貸与	9.3%	4.8%

2 人的支援の状況

通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対する人的支援の状況をみると、学習支援員（主に学習の補助を行う者）、生活介助員（主に学校生活の介助を行う者）が、児童・生徒の約3人に1人配置されている状況であった。（図7）

図7 通常の学級における障害のある児童・生徒のために配置する職員の種類
（障害のある児童・生徒1人当たりの配置人数）（令和元年5月1日）



3 医療的ケアの状況

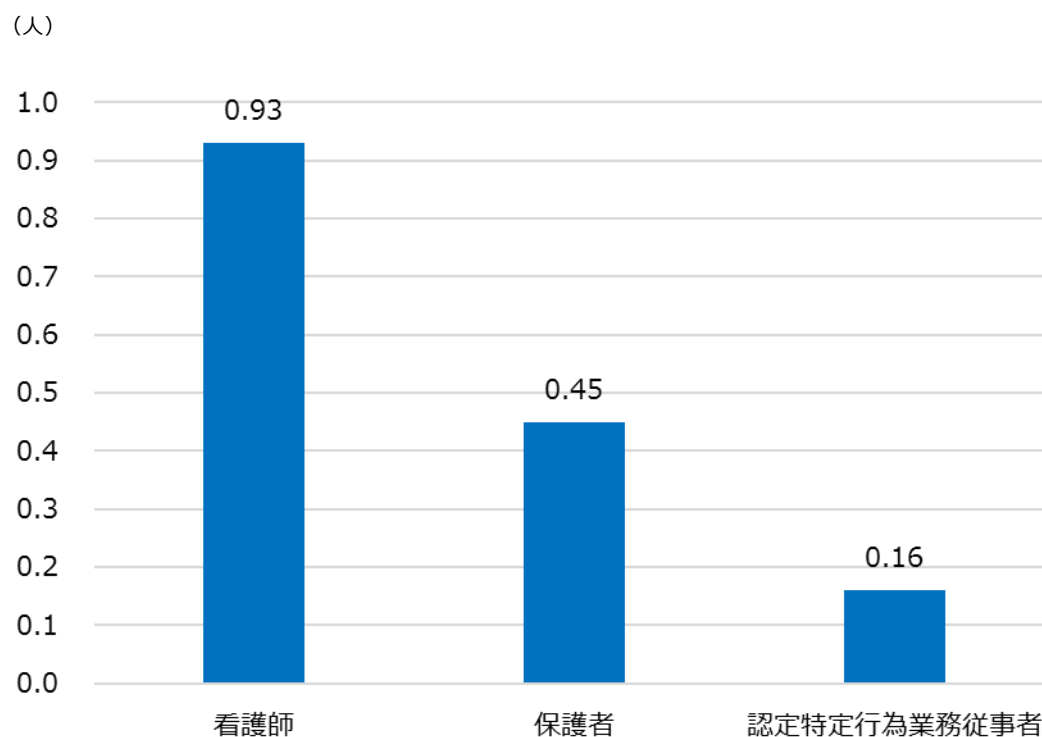
(1) 医療的ケアの実施者

通常の学級における医療的ケアを必要とする児童・生徒56人について、医療的ケアの実施者は看護師52人、保護者25人、認定特定行為業務従事者9人となっていた。医療的ケアを要する児童・生徒1人あたりに約1.5人のケアの実施者の比率であった。(図8)

図8 医療的ケアの実施者

(医療的ケアを必要とする児童・生徒1人当たりの人数 小・中学校計 複数回答)

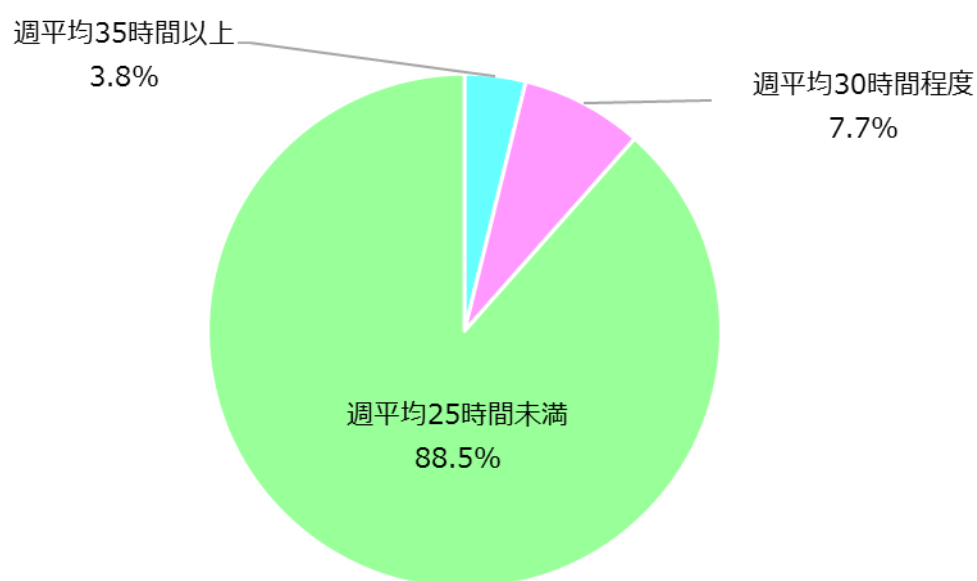
(令和元年5月1日)



(2) 看護師の状況

医療的ケアを実施する看護師の雇用形態では、週平均25時間未満勤務の看護師の割合が約9割と高かった。なお、養護教諭の看護師資格の活用の例はなかった。(図9)

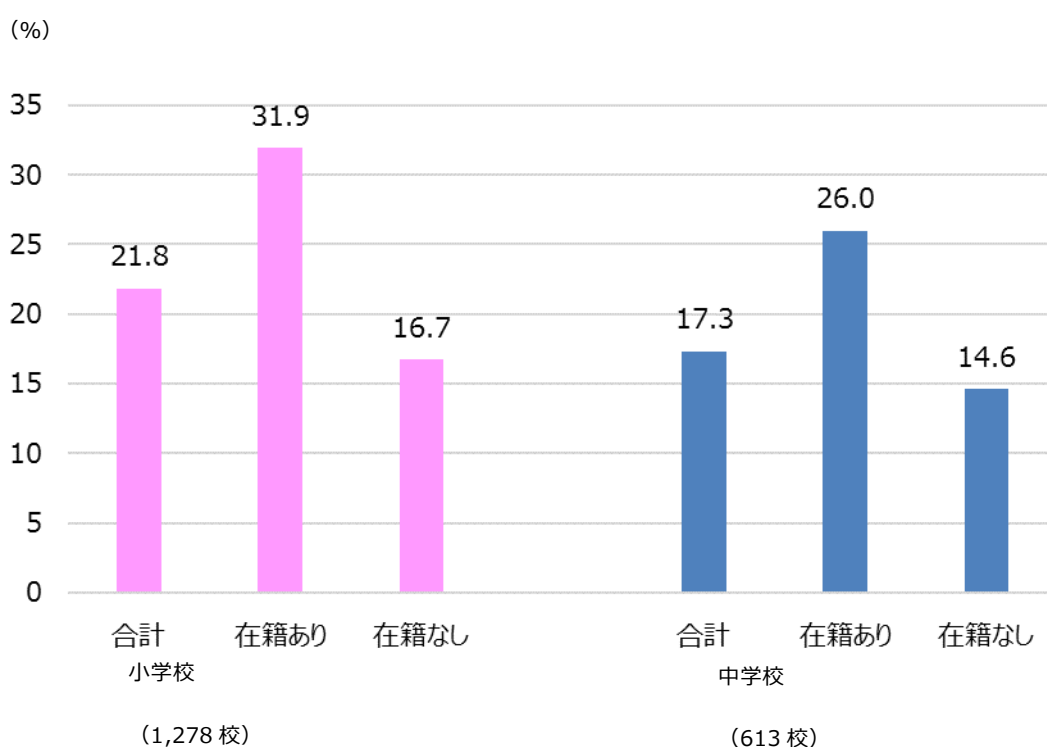
図9 看護師の雇用形態 (小・中学校の計 雇用されている看護師 52人)
(令和元年5月1日)



4 特別支援教育支援員の配置状況

都内の公立小・中学校で特別支援教育支援員を配置している学校は、本調査回答校1,891校中385校であった。配置している学校の割合は、小学校、中学校とも約2割であり、通常の学級に障害のある児童・生徒が在籍している学校の方が、在籍のない学校よりも、特別支援教育支援員を配置している割合が高かった。(図10)

図10 特別支援教育支援員の配置状況（配置している学校の割合）（令和元年5月1日）



特別支援教育支援員とは

幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒に対して学習活動上のサポートを行ったりするために、国が地方財政措置する支援員をさす。

なお、文部科学省の調査では、令和元年5月1日時点において、都内公立小・中学校（1,894校）では、5,570人の特別支援教育支援員を活用しており、1校当たりの活用人数は約3人となっている。

5 教育上の工夫・支援等

(1) 時間割の作成の配慮

通常の学級に障害のある児童・生徒が在籍する小・中学校576校において、時間割の作成等について、障害のある児童・生徒に配慮して編成しているとした学校の割合は、小学校では25.1%であったが、中学校では11.0%となっていた。(表5)

表5 時間割の作成等に当たっての障害のある児童・生徒への配慮 (令和元年5月1日)

	小学校	中学校
内容	(430校)	(146校)
配慮した編成をしている	25.1%	11.0%
配慮した編成はしていない	74.9%	89.0%

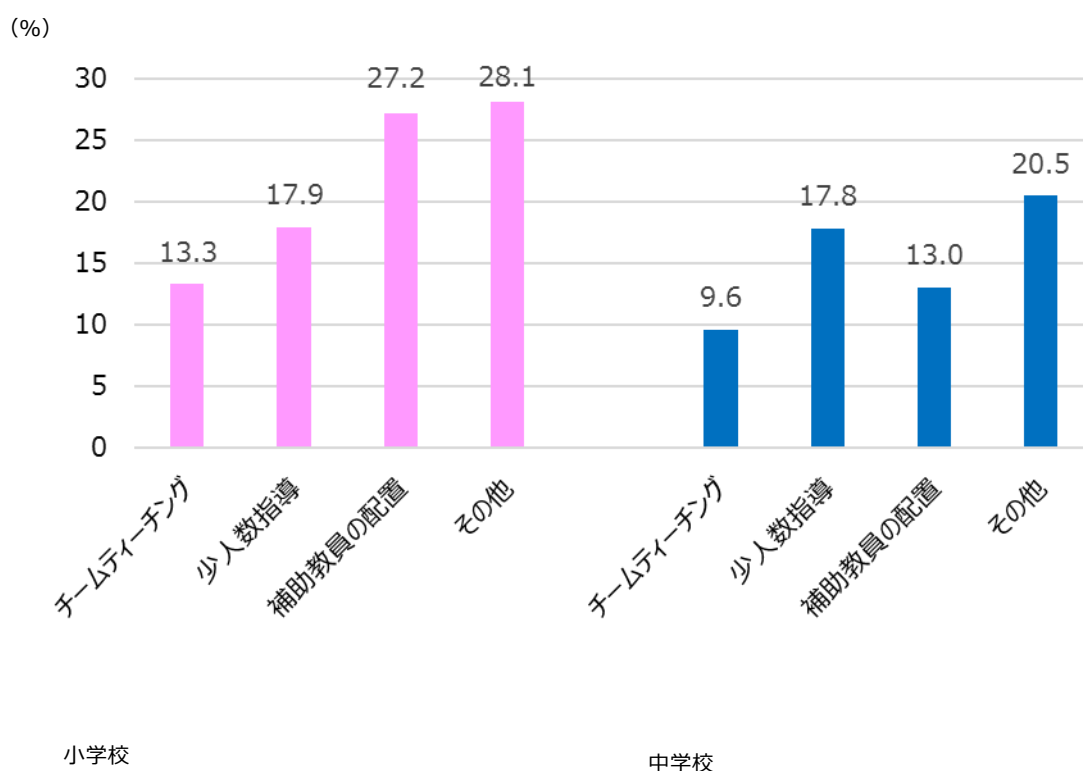
配慮の具体的な例としては、「通級の時間と専科（音楽・体育の実技等）が重ならないように工夫する」、「教室移動の距離ができるだけ短くなるようにする」、「学習支援員や生活介助員等が配置できる時間となるようにする」、「児童・生徒の体力や集中力を考慮した時間割を組む」、「試験時間を長くする」などが挙げられていた。

(2) 指導形態の工夫

通常の学級において障害のある児童・生徒に対して何らかの指導形態の工夫をしている学校は、小学校で430校中252校（58.6%）、中学校で146校中67校（45.9%）であった。

具体的な実施方法としては、小学校では補助教員の配置割合が、中学校では少人数指導の実施割合が、高かった。（図11）

図11 障害のある児童・生徒に対する指導形態の工夫（複数回答）（令和元年5月1日）



「その他」の具体的な事例としては、「障害の特性に合わせて、課題の難易度や宿題の量、運動強度などを調整する」、「取り出し授業を行う」、「支援員等を配置する」、「補聴器の利用や、雑音で集中力を乱さないために、机や椅子の脚にテニスボールをかぶせ、音が出ないようにする」、「座席位置を配慮する」、「聞き取りやすいよう、CDではなく肉声による指導を行う」、「ユニバーサルデザインを利用するようにする」、「ルビ付きの教材を用意する」、「授業中のパソコンの使用を認める」、「個別指導計画を立案し、指導の方向性、集団適応のための支援について共通理解を図る」などが挙げられていた。

(3) 評価方法等の工夫

通常の学級に障害のある児童・生徒が在籍する学校において、障害のある児童・生徒に対して、認知の特性や身体の動き等に応じた評価の方法の工夫を行っているとした学校の割合は、小学校、中学校とも約3割であった。(表6)

表6 障害のある児童・生徒に応じた評価の工夫 (令和元年5月1日)

	小学校	中学校
内容	(430校)	(146校)
評価の方法の工夫をしている	30.2%	26.0%
評価の方法の工夫はしていない	69.8%	74.0%

工夫の具体的な例としては、「本人の実態に合わせた方法とする(体育で本人の動きに応じた評価規準とする、読み書きで本人のできることを踏まえて別の評価規準とするなど)」、「児童・生徒の障害の関係で理解・判断が難しい内容については、評価の対象としない」、「本人の中での成長やできるようになったことを評価する」、「個別指導で学習したのもも評価する」、「評価を3段階ではなく、文章表記で評価する」、「月1回程度面談をして、できたことを口頭で保護者に伝えている」、「1時間ごとに頑張ることを示すカードを作成し、自立を促す評価をした上で保護者と共有している」、「実技等の科目についてレポートで評価する」などが挙げられていた。

(4) 学校行事や校外活動等での工夫

通常の学級に障害のある児童・生徒が在籍する学校において、障害のある児童・生徒に対して、学校行事や校外活動等で学習や体験の機会を確保するための工夫をしている学校の割合は、小学校、中学校とも約半数であった。(表7)

表7 障害のある児童・生徒に対する学校行事や校外活動での工夫 (令和元年5月1日)

	小学校	中学校
内容	(430校)	(146校)
行事や活動等の工夫をしている	55.6%	47.3%
行事や活動等の工夫はしていない	44.4%	52.7%

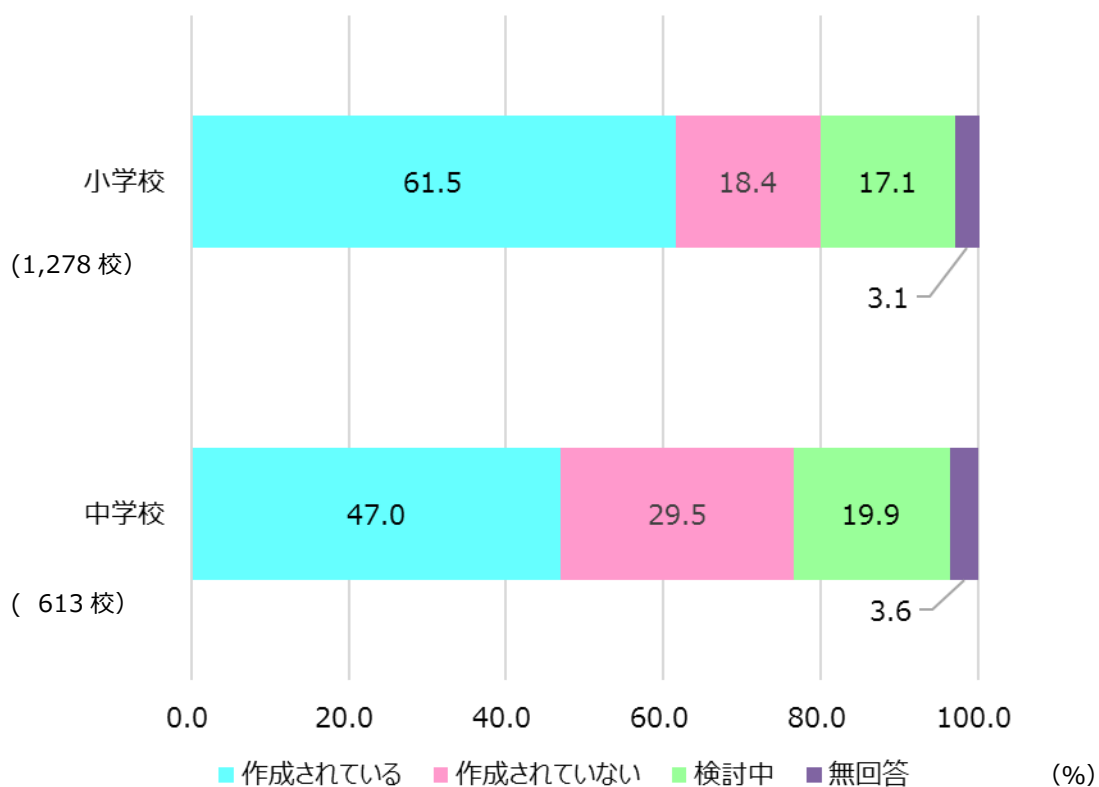
具体的な工夫の例としては、「生活介助支援員を付ける」、「保護者の付添を依頼する」、「説明の内容をスクリーン表示など文字情報で伝える」などが挙げられていた。

6 交流及び共同学習

(1) 交流及び共同学習に係る計画作成

都内の公立小・中学校における交流及び共同学習を組織的・計画的に進めていくための計画については、小学校の約6割、中学校の約5割で作成していた。(図12)

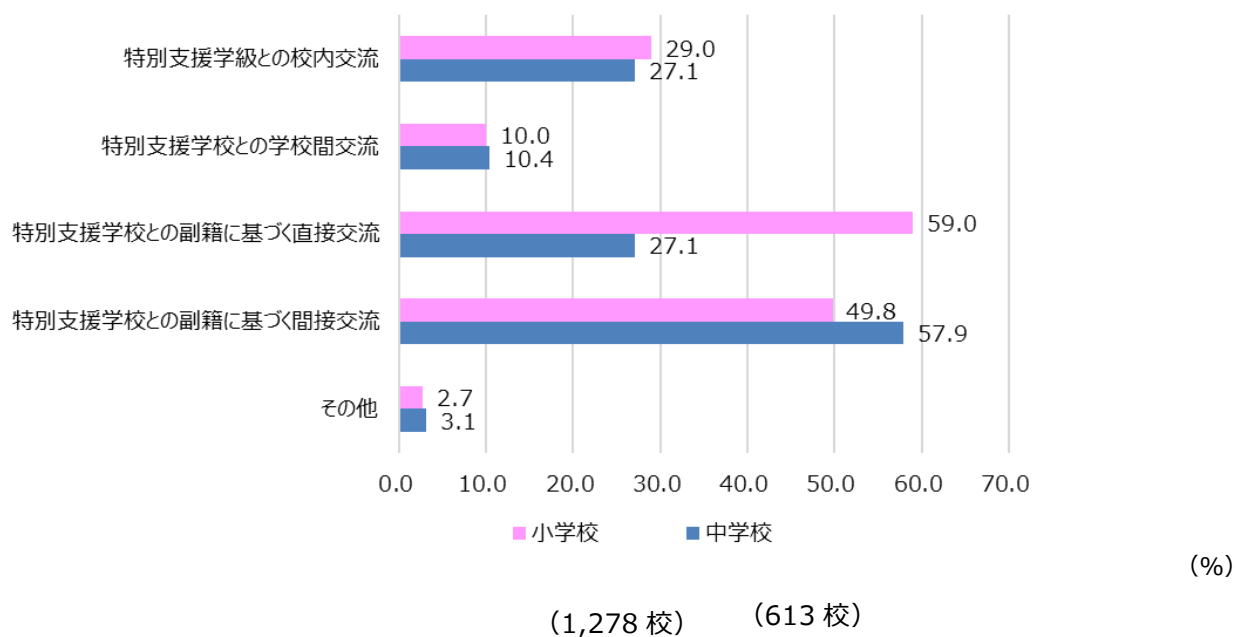
図12 交流及び共同学習を組織的・計画的に進めるための計画を作成している学校の割合
(令和元年5月1日)



(2) 交流及び共同学習の内容

学校で実施する交流及び共同学習については、小学校では、直接交流の実施割合が約6割、間接交流の実施割合が約5割であった。中学校では直接交流の実施割合が約3割で、間接交流の実施割合が約6割と間接交流が主となっていた。(図13)

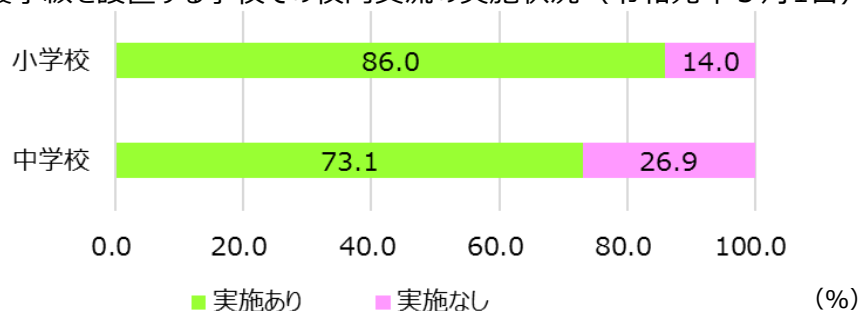
図13 交流及び共同学習の内容 (令和元年5月1日)



「その他」としては、「障害者理解教育の一環として、特別支援学校教員による授業」、「作品の展示」などが挙げられていた。

令和元年度に特別支援学級を設置している小学校430校・中学校227校を母数としてみると、校内での交流を実施していない学校は小学校で約1.5割、中学校で約3割みられた。(図14)

図14 特別支援学級を設置する学校での校内交流の実施状況 (令和元年5月1日)

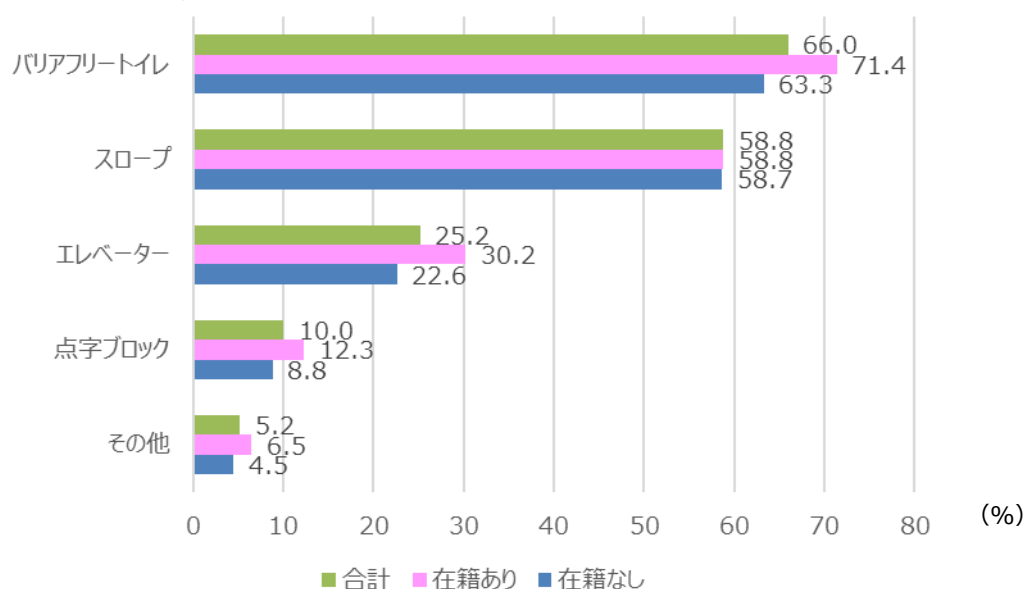


7 施設・設備の状況

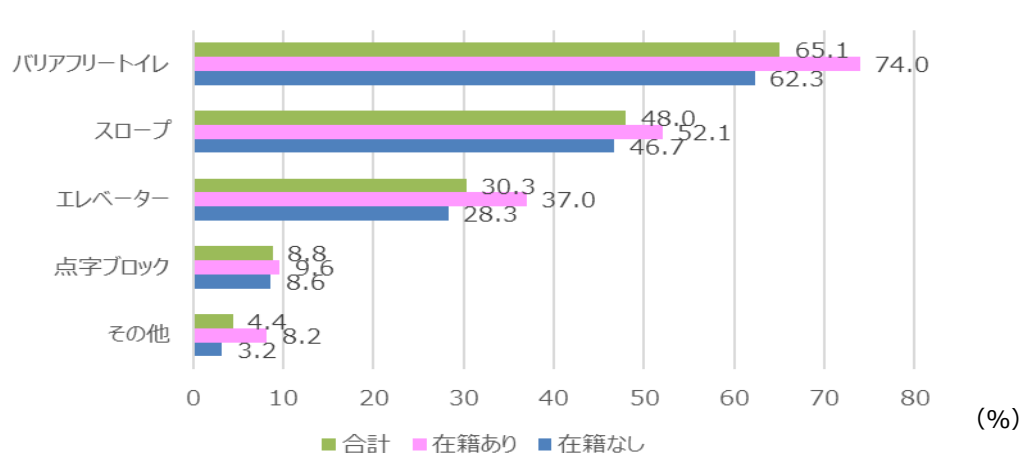
障害のある児童・生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるような施設・設備の整備状況については、通常の学級に障害のある児童・生徒が在籍している学校の方が、在籍のない学校よりも、バリアフリーの施設・設備を整備している割合が高かった。（図15）

図15 障害のある児童・生徒に配慮した施設・設備を整備している学校の割合(令和元年5月1日)

■小学校（1,278校）



■中学校（613校）



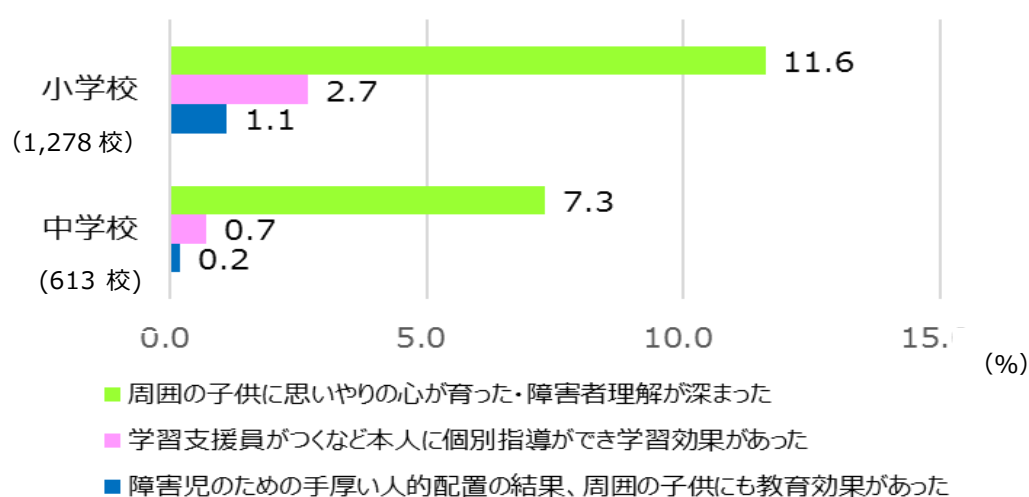
「その他」としては、「階段の手すり」、「階段昇降機」、「エコールーム」、「遮断エリア」、「可動床式プール」、「玄関の段差の解消」などが挙げられていた。

Ⅲ 障害のある児童・生徒への教育の事例等

1 障害のある児童・生徒の教育を行う際に良かった事例・効果

通常の学級において障害のある児童・生徒の教育を行う際の良かった事例や教育的効果として多く挙げられた意見は、「周囲の子供に思いやりの心が育った、障害者理解が深まった」であり、小学校、中学校とも、約1割の学校が挙げていた。(図16)

図16 良い事例・教育的効果として多く挙げられた意見（自由回答を分類集計したもの）



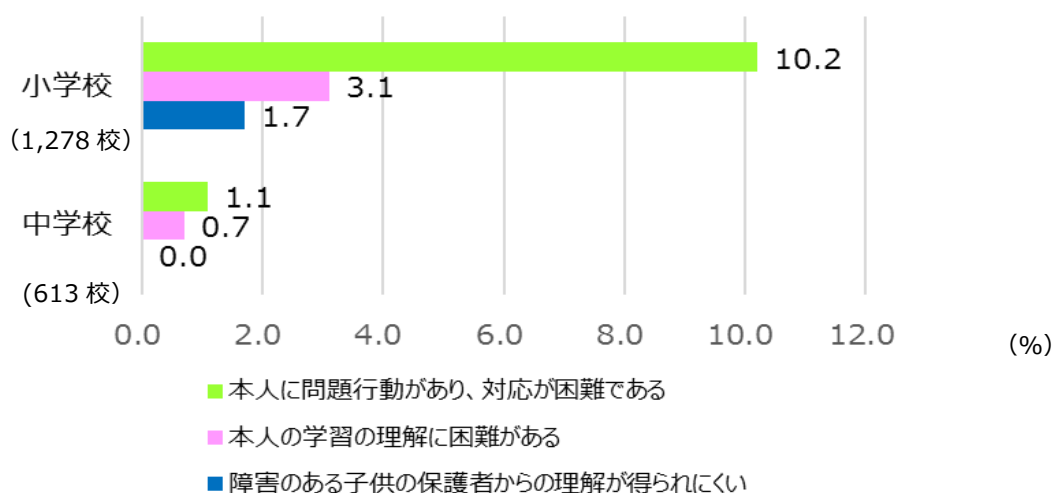
「意見の例」

- ・ 障害のある児童がいることで、声での伝え方（対人、発表など）を工夫するようになってきた。
- ・ 最初の保護者会で、保護者が児童本人の病気についての説明と対応について直接話したことで、他の保護者の理解につながった。
- ・ 障害の程度にもよるが、共生社会の意識がもて、お互いの良さを認めようとする心情が芽生えた。友達が優しくなった。その子の個性として認められるようになった。
- ・ 障害のある児童が周囲の児童を模倣することで、挨拶や支度、移動等できることが増えた。
- ・ 障害のある児童に合わせて、支援用タイマーや予定を書き込める小黒板を利用することで、障害のない児童にとっても見通しが立てやすく、活動がしやすくなった。

2 障害のある児童・生徒の教育を行う際に困難であった事例

通常の学級において障害のある児童・生徒の教育を行う際に困難であった事例として、小学校で「本人に問題行動があり、対応が困難である」という意見が約 1 割挙げられていた。（図17）

図17 困難であった事例として多く挙げられた意見（自由意見を分類集計したもの）



「意見の例」

(小学校)

- ・ 授業中パニックになったり泣いたりした場合、授業が進まない。学習補助員にクールダウンしてもらった。
- ・ 学年が上がるにつれ、学習の理解が困難な状況が出て、離席や暴力等の問題行動が表れた。保護者との面談を繰り返すとともに、親しい方から助言等を行ってもらうことで、保護者が毎日、付き添ってくださることになった。児童の問題行動のケアについて、粘り強く話し合いをしていった。
- ・ 保護者の一部が特別支援学級の特性をよく理解できておらず、勉強のできない子がいくところだという認識であった。啓発後はそのような意見がなくなった。

(中学校)

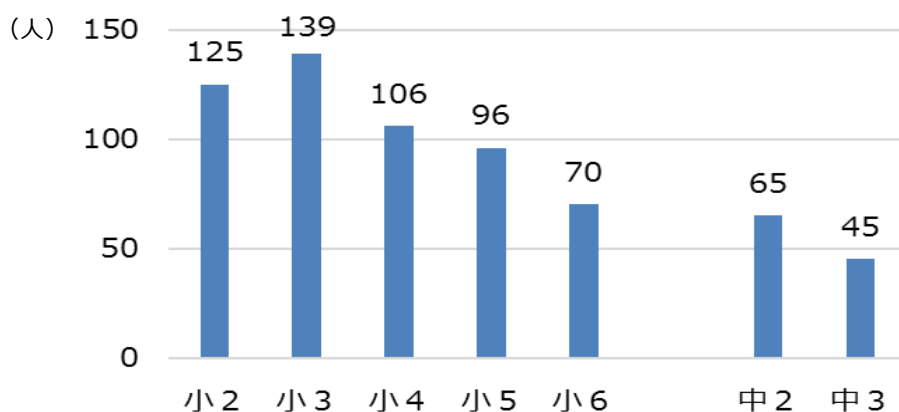
- ・ 特性（障害）を受け入れられない場合は、共通認識が持てず、課題解決が難しい。子供の困り感に寄り添えない。通級指導教室を利用してもらうなかで、子供の変容を実感してもらったり、医療と連携しあい、ケースバイケースで対応した。
- ・ 障害のある生徒が不足している力を本当に育てることになっているのか迷う。専門的・効果的に対応するためのスキルや余裕が現場にはない。
- ・ 当該生徒の保護者の理解が得られず、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携を取りながら、継続的に状況報告と今後の対応についての面談を行った。
- ・ 学習支援員による授業観察、声かけ、個別対応により、通常の学級で授業を受けることができた例があった。また、行動・言動記録を作成。客観的な視点から生徒の状況を知ることができ、面談等で保護者へ伝え、本人に合った学習環境として特別支援学級への転学へとつながる例もあった。

IV 転学の状況

1 転学の状況

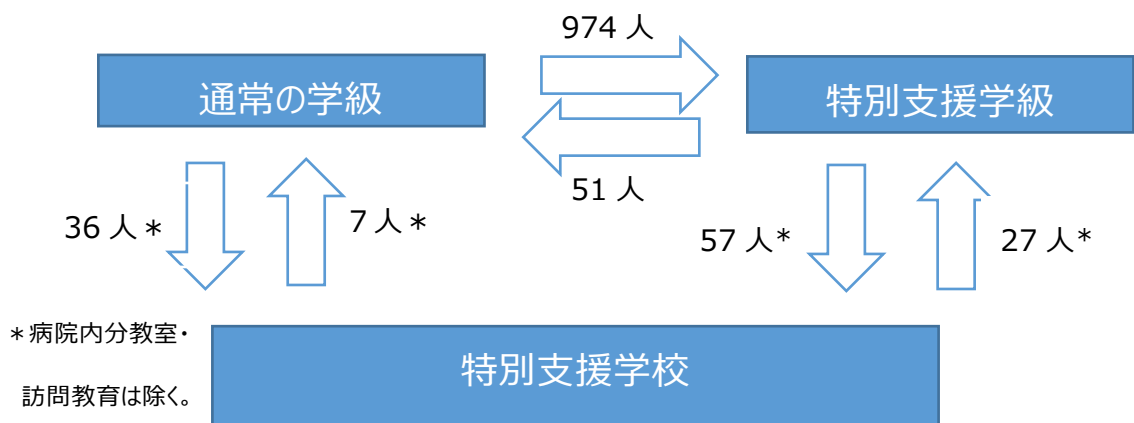
都内公立小・中学校において、平成31年4月1日時点の小学校の2年生から6年生、中学校の2年生から3年生について、通常の学級から特別支援学級への転学を行った者は小学校536人、中学校110人で合計646人であった。転学の状況を学年別にみると、小学校の3年、中学校の2年への進級に伴う転学者の人数が多く、以降学年が進むにつれ、転学者の人数は減少している。(図18)

図18 転学の状況（小・中学校 平成31年4月1日時点の転学者の人数）



なお、東京都教育委員会が把握する平成30年度中の転学の状況をみると、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の間で転学があり、学びの場を柔軟に選択できることが伺える。(図19)

図19 転学状況（東京都 平成30年度中）



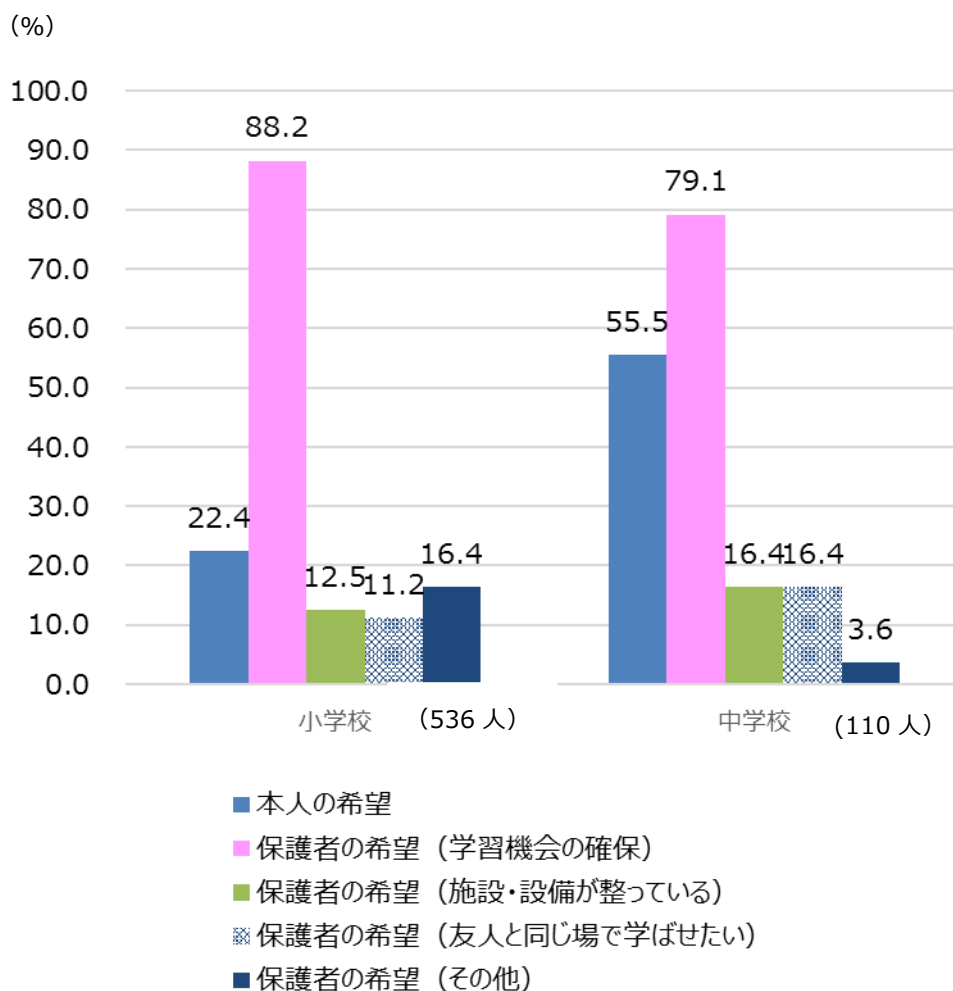
東京都教育委員会調べ

2 転学の理由

都内公立小・中学校で、平成31年4月1日時点で通常の学級から特別支援学級に転学した者についての主な転学の理由では、小学校、中学校とも、学習機会の確保を目的とした保護者の希望が高い。中学校では、本人の希望も過半を超えている。（図20）

図20 通常の学級から特別支援学級への転学の理由（公立小・中学校）（複数回答）
（平成31年4月1日時点）

（複数回答）



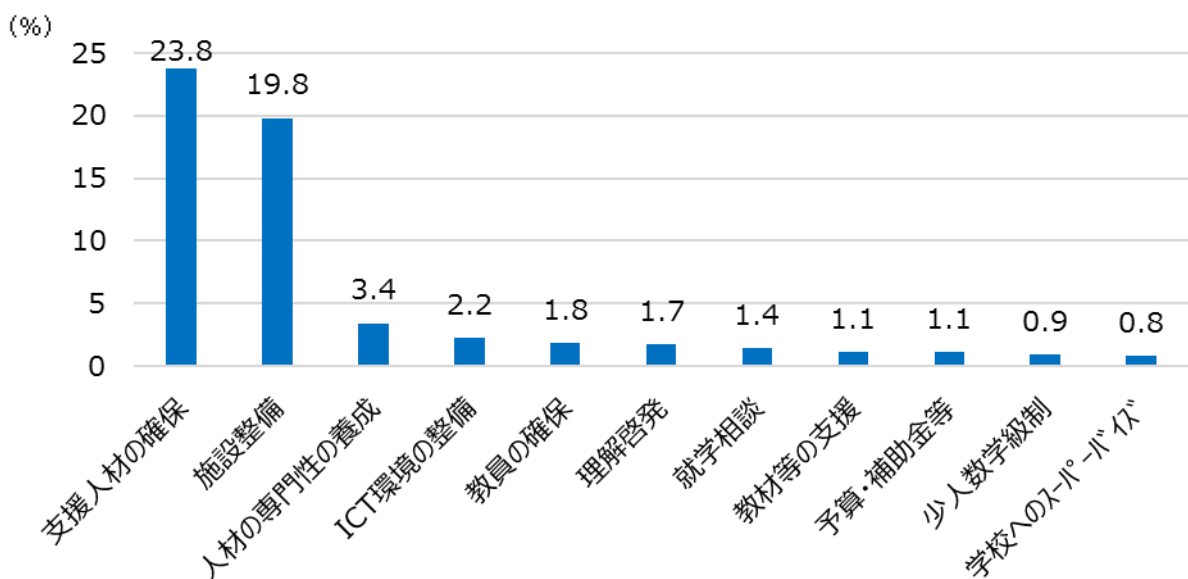
V インクルーシブ教育システムを進めるための区市町村への要望

1 小学校における区市町村への要望

公立小学校で、インクルーシブ教育システムを進めるために区市町村に要望することとしては、「支援人材の確保」、「施設整備」が約2割と、意向が高かった。（図21）

図21 インクルーシブ教育システムを進めるために区市町村に要望すること（小学校 1,278校）

（自由回答を分類集計したもの）



「意見の例」

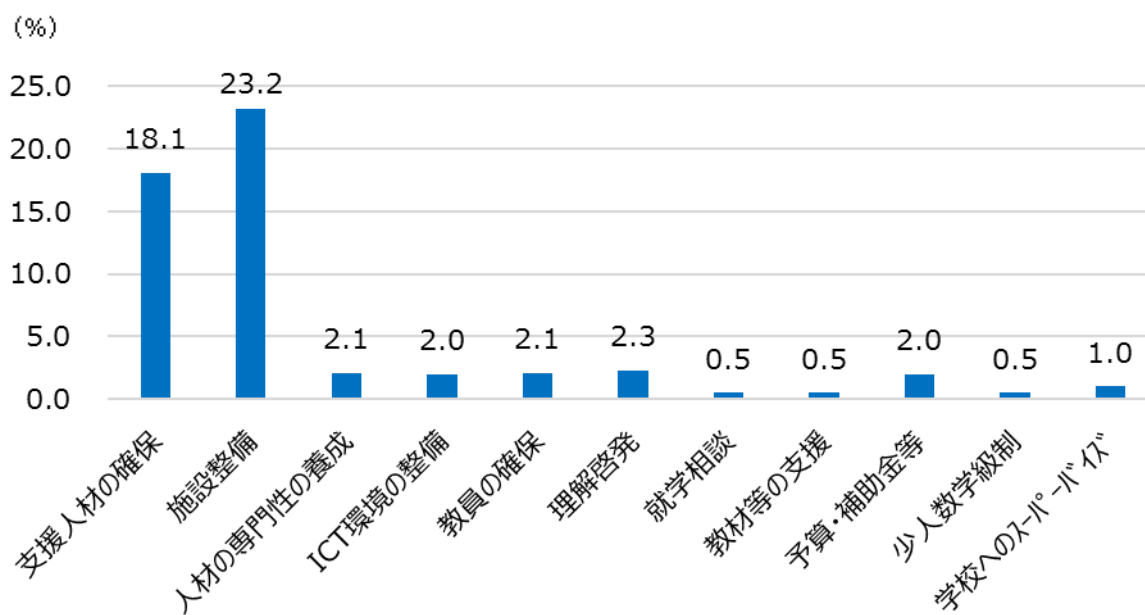
- ・ 「多様な学びの場」が活用されるためには、個に応じた多様な学びがあることを周囲に受け入れられる必要がある。当事者と保護者への働きかけだけでなく、地域・保護者の理解啓発を更に行ってほしい。
- ・ 特別支援学校と通常の学級の児童・保護者への、インクルーシブ教育システムの周知とその意義についての理解が必要である。
- ・ 特別支援教育を「特別なもの」ではなく、「自然なもの」であることを周知してほしい。
- ・ 特別支援教育に対する啓発活動。特に「子どもが配慮を要することに対する特別な意識」の軽減等についての意識啓発を行ってほしい。
- ・ 就学前の教育相談での話合いが大変重要になる。通常学級に入学する場合、何がどのように必要なのか、学校も含めて、検討の機会を設けていただきたい。

2 中学校における区市町村への要望

公立中学校で、インクルーシブ教育システムを進めるために区市町村に要望することとして、「施設整備」「支援人材の確保」が、約2割と多く挙げられていた。（図22）

図22 インクルーシブ教育システムを進めるために区市町村に要望すること（中学校 613校）

（自由回答を分類集計したもの）



「意見の例」

- ・ 設備は整っていない状況が現状である。例えば、正面玄関のスロープやエレベーター、点字ブロックの設置など各学校の状況を把握した上で予算を計上していく必要がある。
- ・ 特別支援学校の教員との交流の機会が必要である。
- ・ 教育委員会をはじめ行政組織が、特別支援教育に対して一層理解を深め、専門性や役割意識を高めていく必要がある。小さな自治体ほど、必要とされる専門性が多岐にわたるため、人員の配置も必要である。

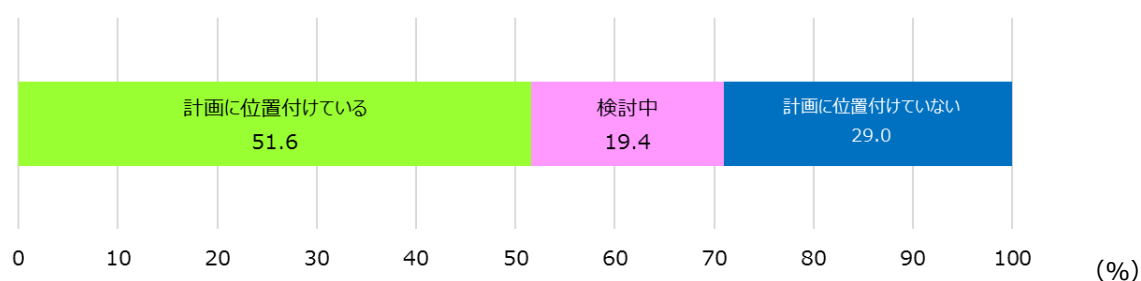
区市町村教育委員会の状況

I インクルーシブ教育システムに係る方針等

1 区市町村の基本的な計画への位置付け

インクルーシブ教育システムについて区市町村の基本的な計画に位置付けている割合は、約5割であった。国の調査と比較すると、計画に位置付けている自治体の割合は高い。(図23)

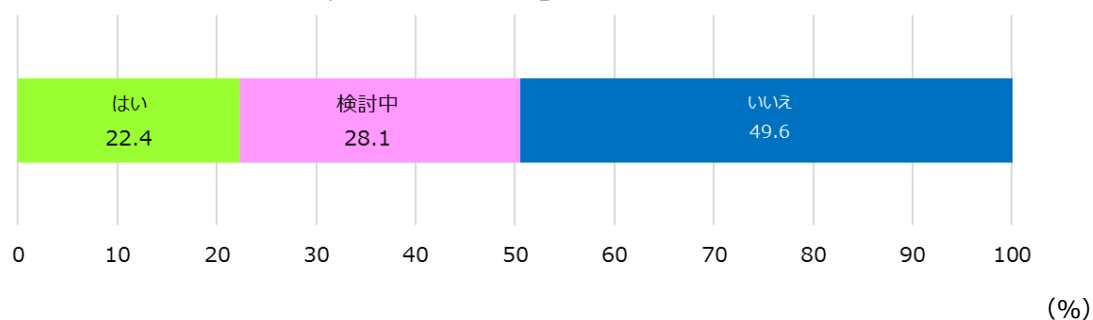
図23 自治体の基本的な計画へのインクルーシブ教育システムの位置付け
(62区市町村) (令和元年度)



(参考)

全国の政令市以外の市町村の回答 (228自治体) (平成28年)

「教育振興基本計画等の教育の振興のための施策に関する基本的な計画の中で、インクルーシブ教育システム構築に向けての方針を策定していますか。」



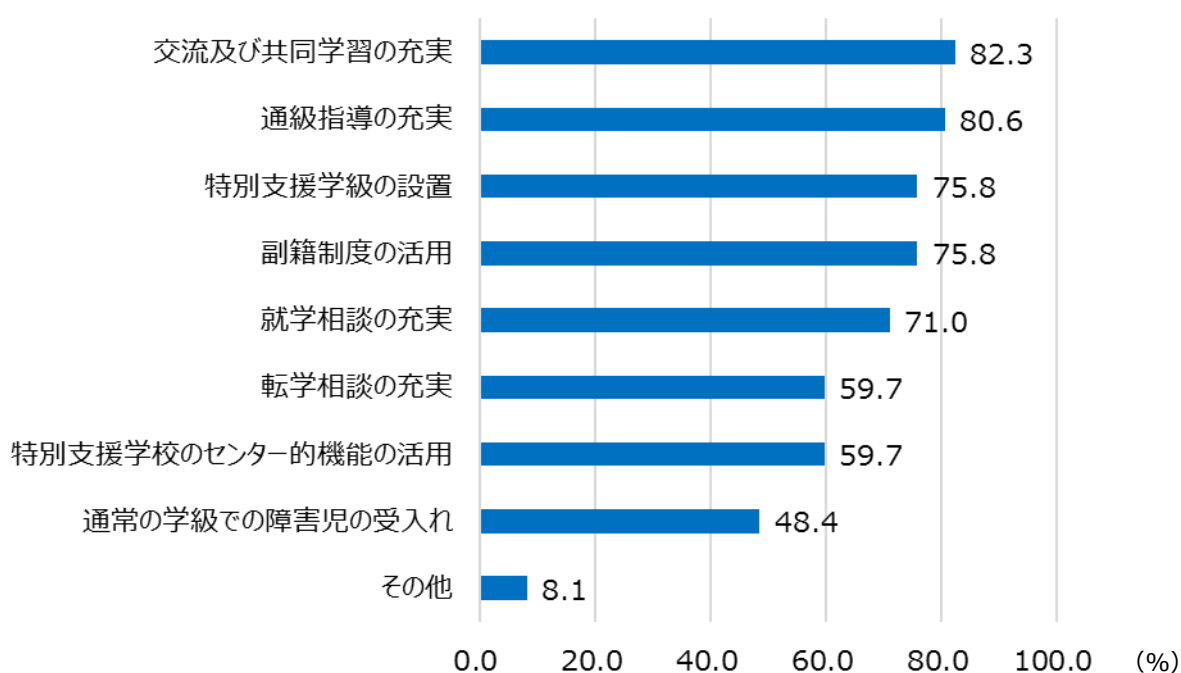
出典：「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書」

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成29年12月)

2 インクルーシブ教育システムに係る方針

区市町村が、インクルーシブ教育システムについて、どのような取組により実現していく方針としているかについて、関連する各項目別にみると、「交流及び共同学習の充実」、「通級指導の充実」の取組意向は8割と高かった。「通常の学級での障害児の受入れ」も約半数の自治体で取組意向がみられた。（図24）

図24 インクルーシブ教育システムに係る方針（各項目の選択割合 複数回答）
（62区市町村）（令和元年度）



「その他」としては、「特別支援教室に関すること（設置、指導の充実等）」、「職員への研修の充実」、「施設改修」、「就学支援シートの活用」などが挙げられていた。

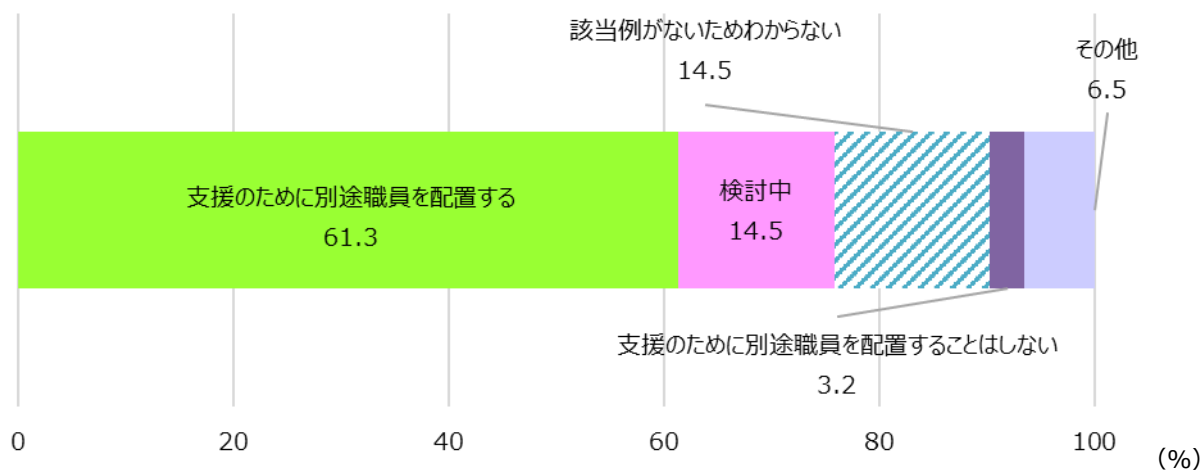
Ⅱ 障害のある児童・生徒の教育に係る取組

1 通常の学級における障害のある児童・生徒の受入れ

(1) 支援のための職員の配置の考え方

区市町村の、通常の学級における障害のある児童・生徒のための、支援員や介助員等の職員の配置の考え方については、「支援のために別途職員を配置する」が約6割を占めていた。(図25)

図25 通常の学級における障害のある児童・生徒の支援のための人的配置の考え方
(62区市町村) (令和元年度)

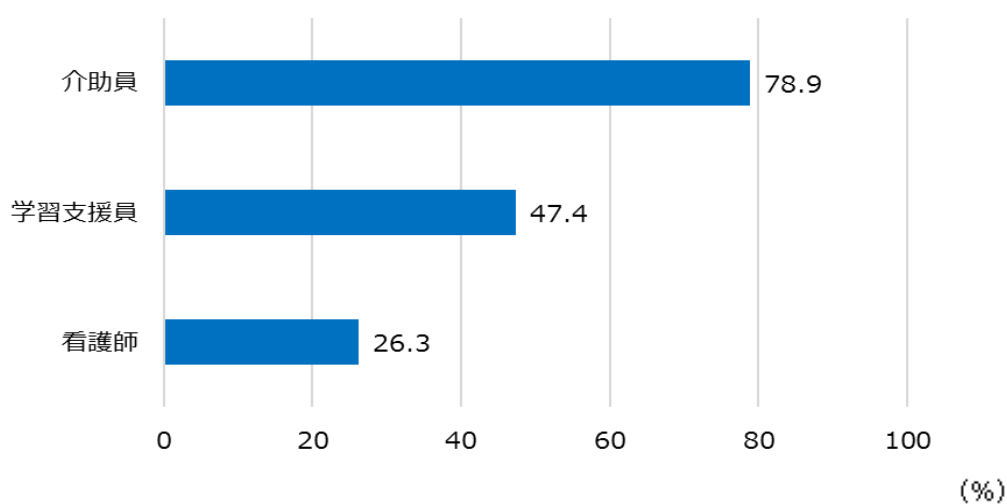


「その他」としては、「特別支援教育推進員」が挙げられていた。

(2) 配置する人材の種類

通常の学級における障害のある児童・生徒の支援のために人材を配置すると回答した38自治体において、介助員を配置するという自治体の割合が約8割、学習支援員を配置する割合が約5割、看護師を配置する割合が約3割となっている。(図26)

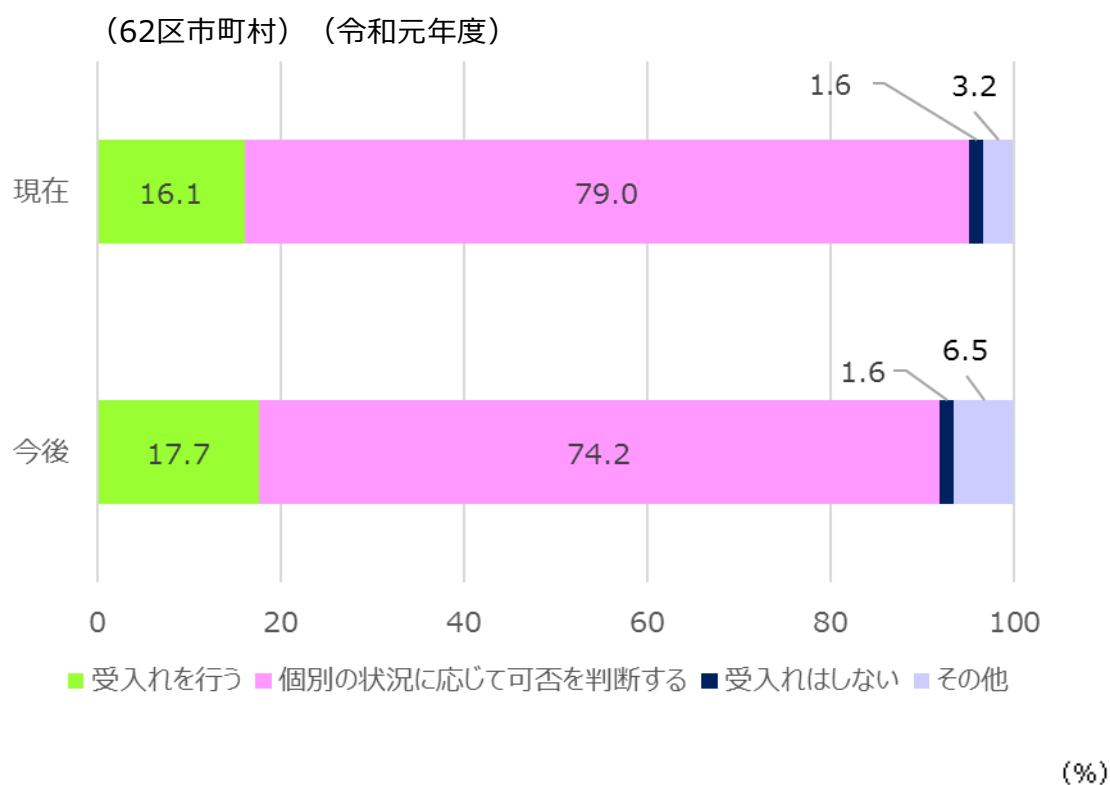
図26 通常の学級における障害のある児童・生徒の支援のために配置する人材の種類
(38自治体) (令和元年度)



(3) 医療的ケア児の受入れ

医療的ケアを要する児童・生徒の通常の学級での受入れの考え方については、「個別の状況に応じて可否を判断する」という自治体が、現在、今後とも7割を超えていた。「受け入れる」という自治体は、現在、今後とも2割弱であった。(図27)

図27 医療的ケアを要する児童・生徒の通常の学級での受入れの考え方

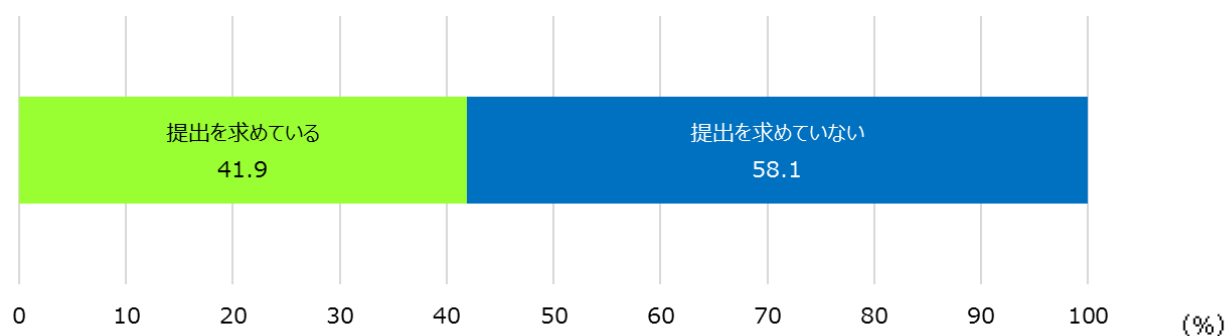


「その他」の意見としては、「東京都立特別支援学校での人工呼吸器装着の医療的ケアの実施状況を参考とする」、「保護者が実施する場合は個別の状況に応じ受け入れる」などがあつた。

2 交流及び共同学習

教育委員会が学校に交流及び共同学習の計画書の提出を求めているかという点については、提出を求めている自治体が約 6 割であった。各区市町村において、交流及び共同学習の実施意向は約 8 割と高いが（27ページ）、教育委員会で交流及び共同学習の把握・進行管理を行う自治体は約 4 割となっていた。（図28）

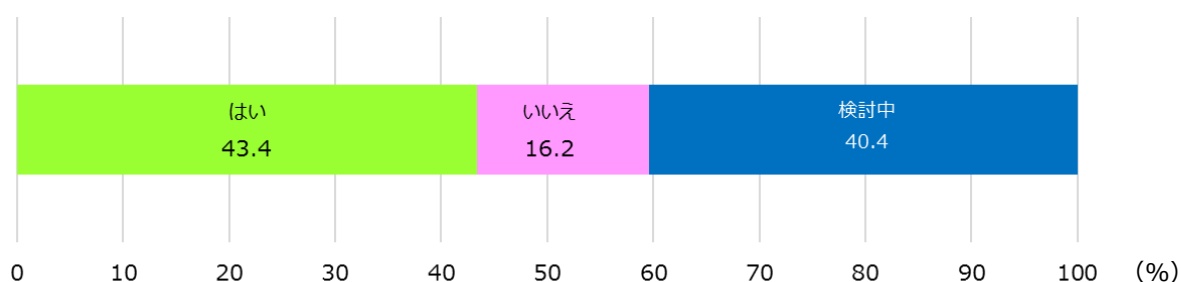
図28 交流及び共同学習の計画書の提出（62区市町村）（平成30年度）



(参考)

全国の政令市以外の市町村の回答（228自治体）（平成28年）

「交流及び共同学習を組織的・計画的に進めていくための計画がありますか。」



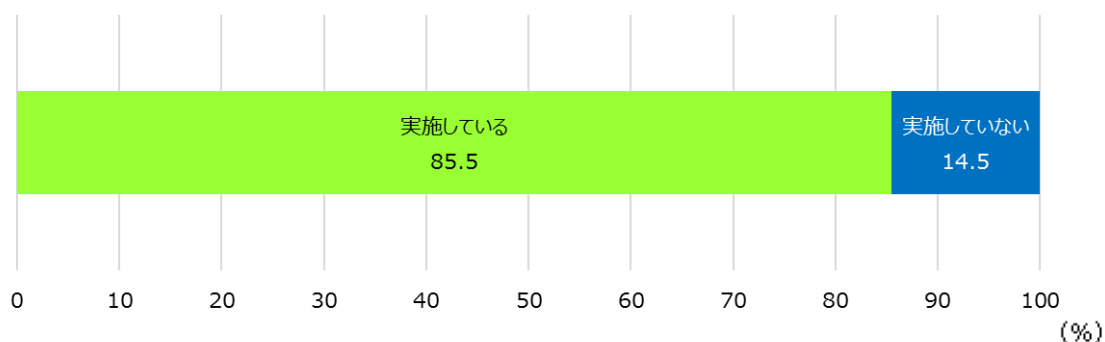
出典：「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書」

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成29年12月）

3 教員の専門性向上

自治体における、教員を対象とする特別支援教育の専門性向上のための研修については、8割を超える実施状況であった。（図29）

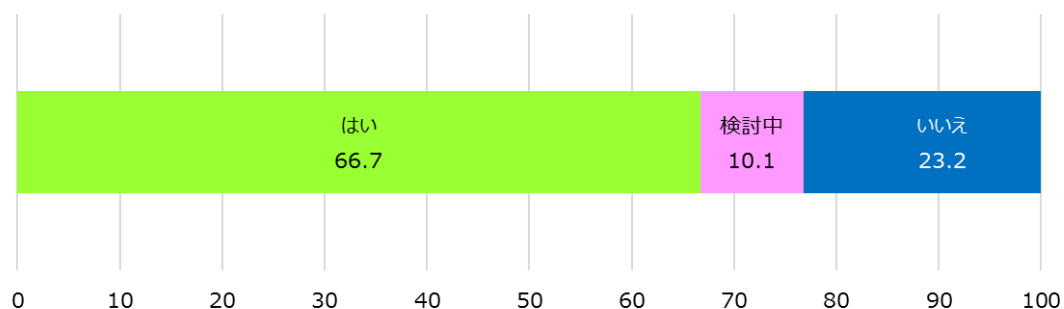
図29 教員を対象とする特別支援教育の専門性向上のための研修の実施状況
（62区市町村）（平成30年度）



(参考)

全国の政令市以外の市町村における回答（228自治体）（平成28年）

「特別支援教育に関する専門性向上のための教職員の研修体制が確立されていますか。」



(%)

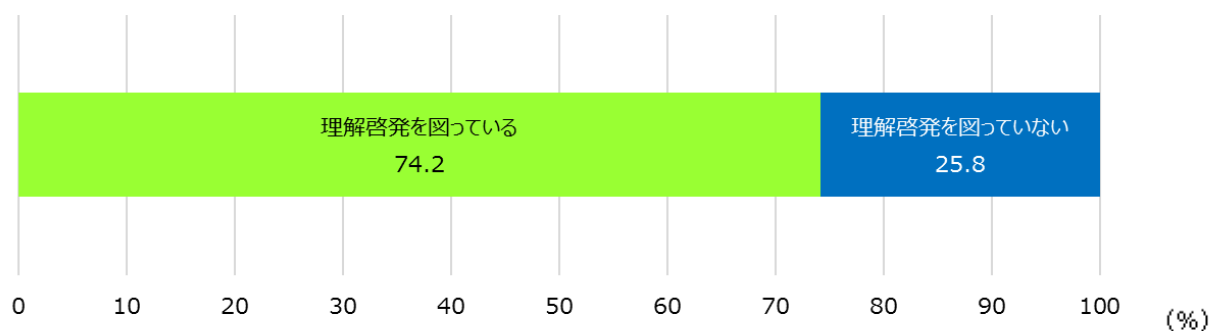
出典：「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書」

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成29年12月）

4 理解啓発

自治体における保護者や地域に対するインクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する理解啓発については、7割を超える実施割合であった。（図30）

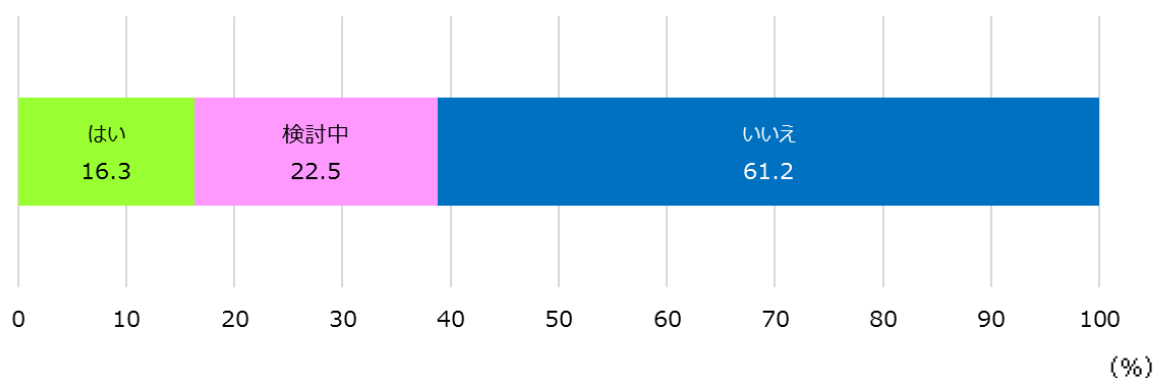
図30 保護者や地域に対する理解啓発の実施状況（62区市町村）（平成30年度）



(参考)

全国の政令市以外の市町村における回答（228自治体）（平成28年）

「インクルーシブ教育システムに関して、広報誌や公開講座等で地域住民に対する理解啓発の取組が実施されていますか。」



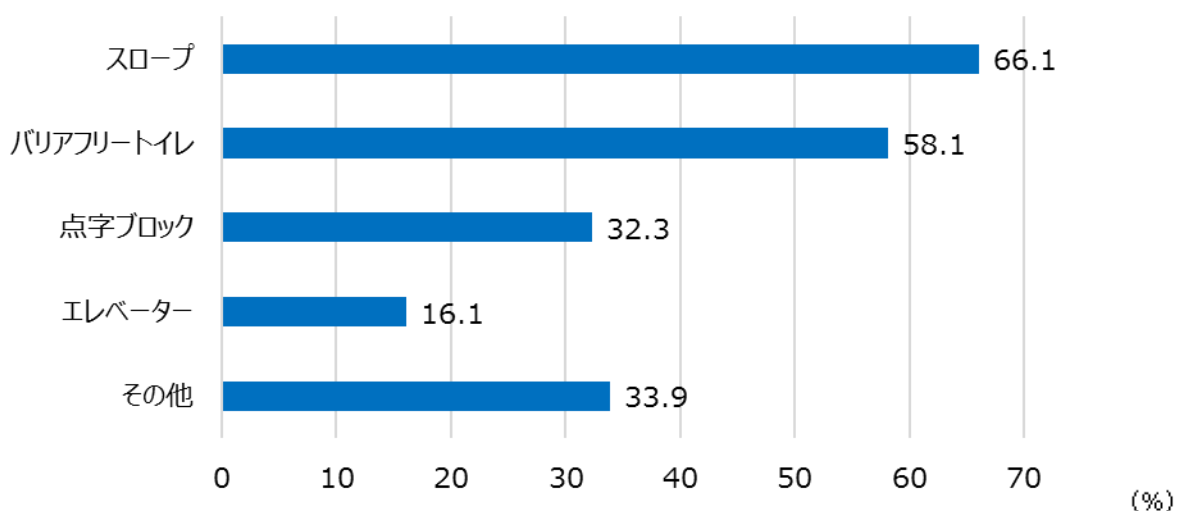
出典：「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書」

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成29年12月）

5 施設・設備の整備

通常の学級に障害のある児童・生徒が在籍することになった場合、施設・設備の改変が必要な場合に対応が可能な項目については、現在も整備の割合が高い「スロープ」や「バリアフリートイレ」について対応可能とする自治体が多かった。（図31）

図31 施設・設備の改変が必要な場合の対応可能な項目（62区市町村）（令和元年度）



「その他」としては、「手すり（トイレ、階段等）」、「踏み台」、「水道の蛇口の取り替え」、「階段昇降機」、「児童・生徒の障害の状態に応じて個別に検討・対応する」、「予算の範囲内で対応する」などが挙げられていた。

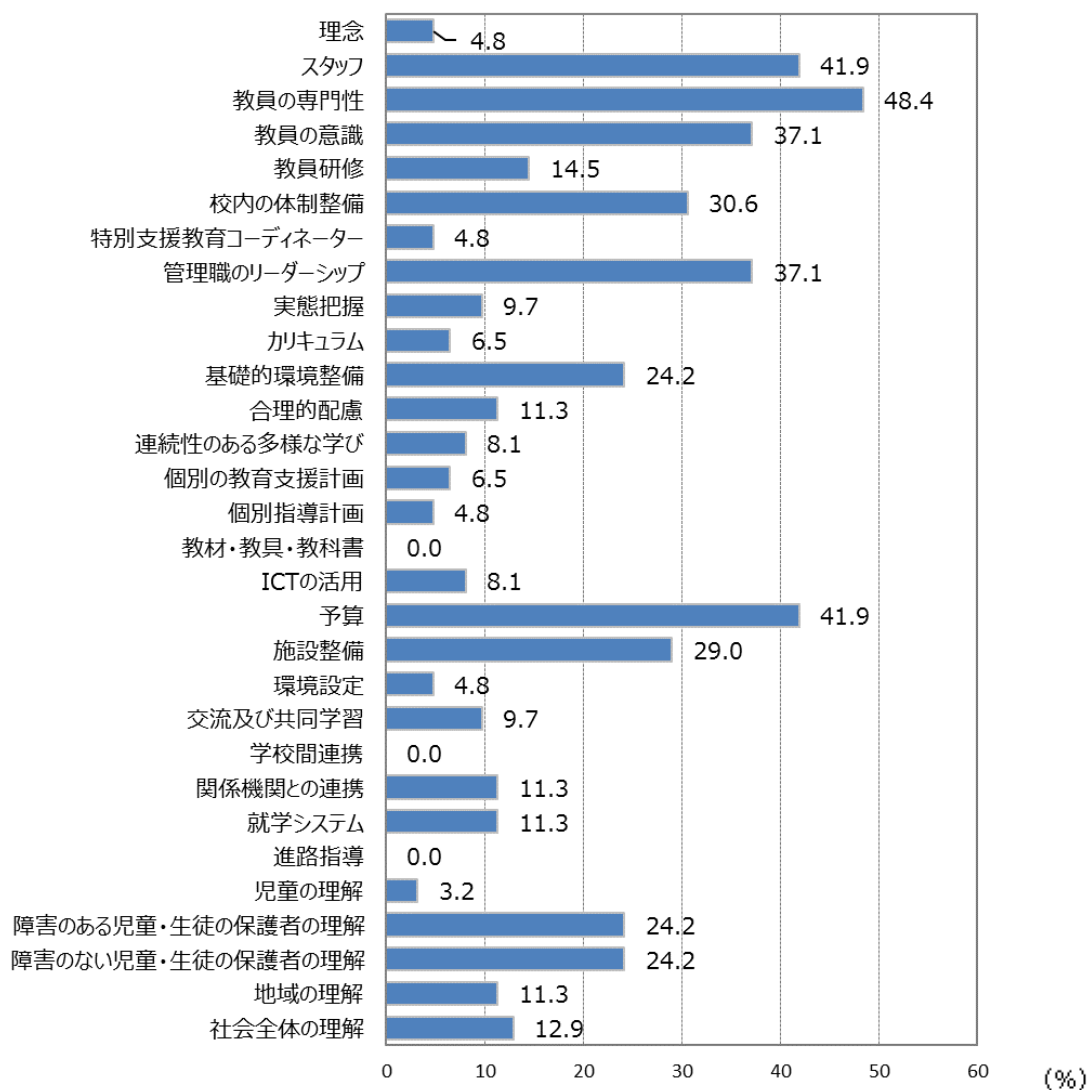
Ⅲ インクルーシブ教育システム構築における課題

1 インクルーシブ教育システム構築における課題

インクルーシブ教育システム構築に関する項目を提示し、区市町村が特に重要と考える項目を上位5位まで選択したものについて、まとめた。

区市町村では、「教員の専門性」「スタッフ」「予算」「教員の意識」「管理職のリーダーシップ」が重要であるとする割合が高い。(図32)

図32 インクルーシブ教育システム構築において特に重要と考える項目(62区市町村) (令和元年度)

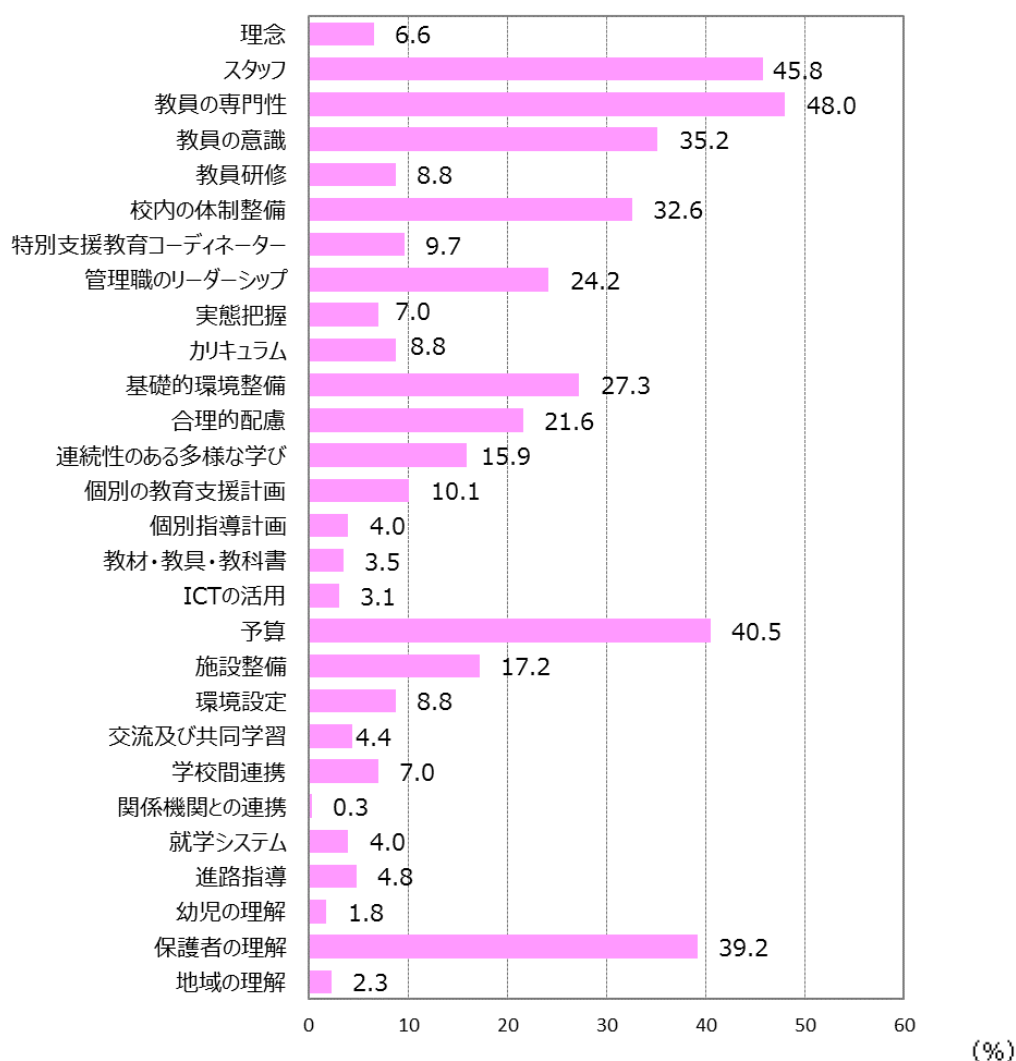


国調査と比べると、都内区市町村では、インクルーシブ教育システム構築のために、管理職のリーダーシップや施設整備、地域の理解、ICTの活用が必要であるとする割合が全国市町村に比べて高い傾向にある。

(参考)

全国の政令市以外の市町村における回答（228自治体）（平成28年）

「インクルーシブ教育システム構築において、特に重要と考えるもの（必要性を含む。）」で選択した項目（5つまで選択回答）



出典：「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書」

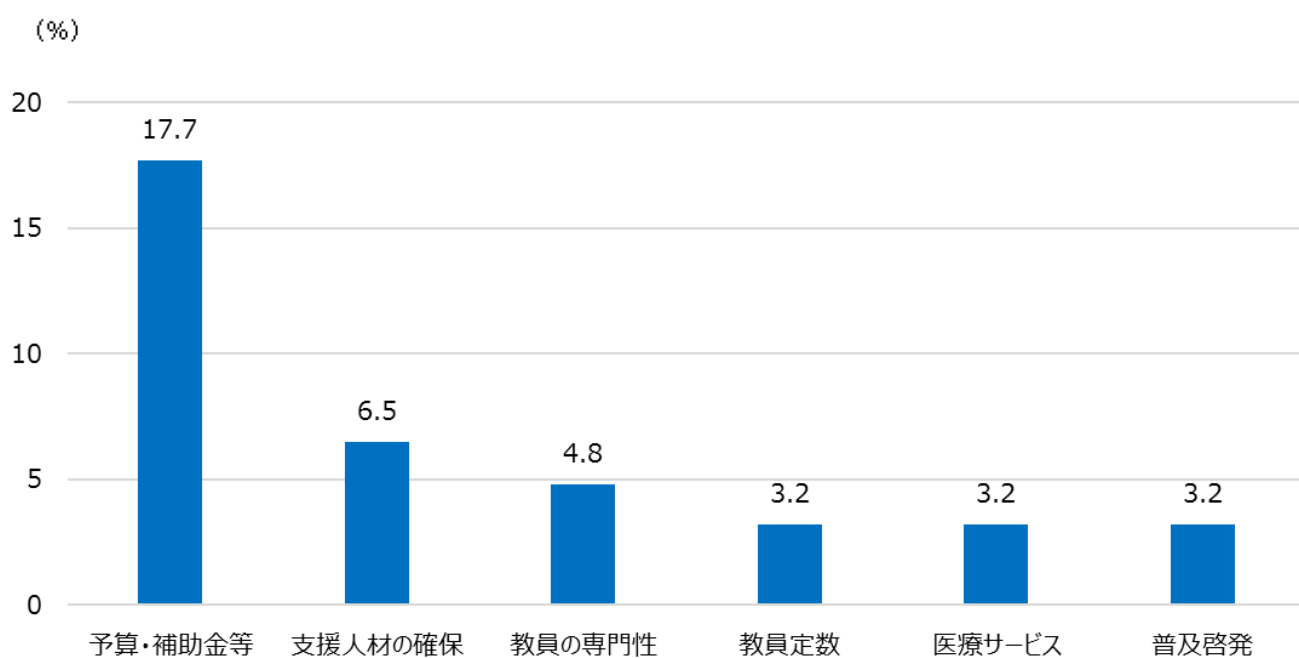
(平成29年12月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

2 インクルーシブ教育システムについて国に要望すること

区市町村教育委員会が、インクルーシブ教育システムを推進するために、国に要望することでは、「予算・補助金等」が約2割と高かった。（図33）

図33 インクルーシブ教育システムを推進するために、国に要望すること

（62区市町村）（自由意見を分類集計したもの）（令和元年度）



「意見の例」

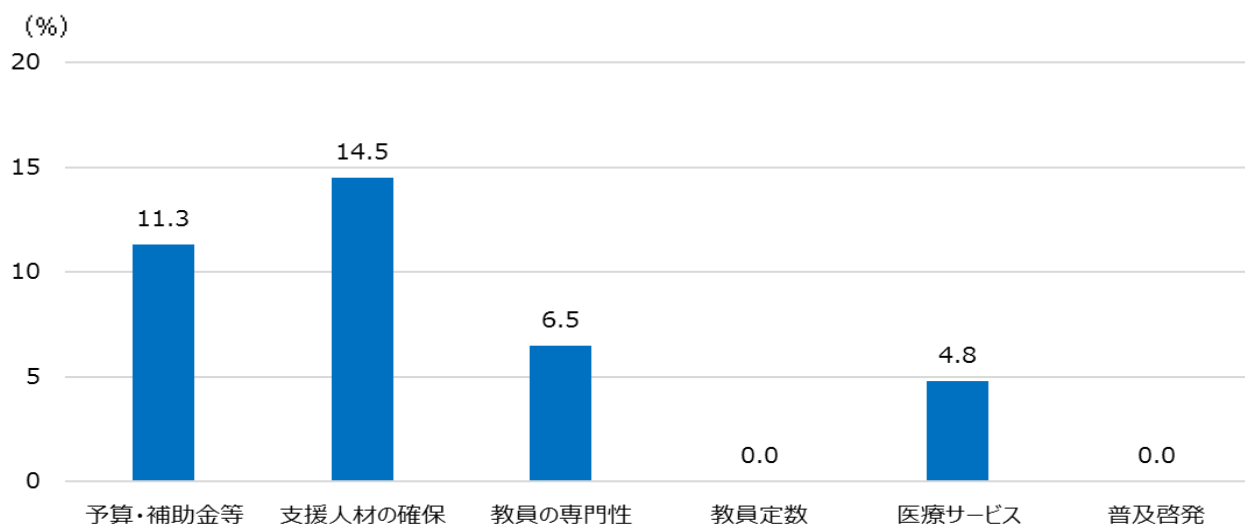
- ・ 特別支援教育の知識や経験が豊富な教員の育成、医療、保健、福祉の専門家の配置や派遣など、学校を支える体制の充実
- ・ 医療支援が必要な児童・生徒のケアについて、現行の体制で地域・学校任せにするのは限界があると感じる。特に利用者側にとっては常時家庭で受ける医療サービスの延長が望まれている。

3 インクルーシブ教育システムについて都に要望すること

区市町村教育委員会が、インクルーシブ教育システムを推進するために都に要望することとしては、「支援人材の確保」、「予算・補助金等」を約1割の自治体が挙げていた。（図34）

図34 インクルーシブ教育システムを推進するために、都に要望すること

（62区市町村）（自由意見を分類集計したもの）（令和元年度）



「意見の例」

- ・ インクルーシブ教育を充実するためには、各自治体の予算だけでは、人員の確保や環境整備を十分に行うことは難しい。都全体で予算も含めたシステム構築を行っていくことが急務である。
- ・ 副籍交流における特別支援学校の支援
- ・ 東京都としての合理的配慮などに関する対応の事例収集と事例集の作成
- ・ ICT教育の充実に向けた教材・教具の整備に関する支援の充実
- ・ 特別支援学校のセンター的機能のさらなる充実
- ・ 保護者の意向だけでなく、子供自身の成長を一番に考えなくてはならないという意識の啓発やそれを支える社会づくりが急務であるとする。
- ・ 「できる限り同じ場で学ぶ」と「多様な学び場を整備する」ことが矛盾すると捉えられやすく、保護者や地域住民への対応に苦慮する現状にある。
- ・ 児童生徒の自立と社会参加を見据えた的確な支援と体制について、保護者の理解を得ながら適切に実施できるよう努めていく必要がある。